【リレーションシップバンキングについて】

1 . リレーションシップパンキングとは?

長い間つづいている取引関係のなかから、金融機関が借り手企業の経営者の資質や事業の将来性などの情報を得て、融資等を実行するビジネスモデルのことです。定量化されにくい情報、地域の実態に根ざした情報が有効活用されることにより、 地域の中小企業への金融の円滑化、 貸し手、借り手双方の健全性の確保、が図られ、中小企業の再生、地域経済の活性化に果たす役割は大きいと期待されています。

2 . リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム

「金融再生プログラム」において、中小・地域金融機関について、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討するとされたことを受けて、ワーキンググループを設置し、議論を行ってきましたが、平成15年3月28日、その議論の結果がとりまとめられ、アクションプログラムが発表されました。

平成1 5 年~1 6 年度の2 年間を「集中改善期間」とし、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る。

3 . なぜ、リレーションシップバンキングが焦点か

「報告」では、リレーションシップバンキングとは、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」であり、その担い手は、地銀、第2地銀、信金、信組であるとしています。

4 . 今、なぜこれが問題になっているのか

政府が進める「金融再生プログラム」が対象とする大手銀行とは異なる特性を踏まえての中小・地域金融機関の不良債権処理が課題になっているからです。今回の「行動計画」は、不良債権処理の数値と時間軸での目標設定をせず、大手行とは別の行政指針となっています。「報告」は、地域経済における地域金融の果たす役割を重視し、無理に不良債権処理を進めると、「地域経済に重大な影響を与えかねない」とし、不良債権処理の数値目標を設定しない代わりに、今後2年間の「集中改善期間」でできるだけ収益改善に努めるよう要請しています。

「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(金融庁)

'03.05.09

2003年3月27日、金融庁は、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表しました。これは、昨年10月の「金融再生プログラム」及び11月の「金融再生プログラム作業工程表」が主要行を対象としたのに対し、中小・地域金融機関については、同プログラムで主要行と異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を検討するとされたことを受けて、「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」がその検討結果をまとめたものです。主な内容は以下のとおりです。

1. リレーションシップバンキングの意義と有効性

リレーションシップバンキングとは、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより、 蓄積された情報をもとに貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデルを指すの が一般的です。リレーションシップバンキングにより、1)貸出の審査コストが軽減されるため、金融の 円滑化が図られる、2)信用リスクを適切に反映した貸出の実施や借手の業績が悪化した場合に適切 な再生支援等が可能になる、等の効果が期待できます。 大企業に比べて、中小企業・小規模事業者は、情報の非対象性が大きく、資本市場からの直接金融が困難な状況にあります。そのため、中小企業に対する資金仲介に関しては、今後もリレーションシップに基づく貸出等に依存する必要性が高いです。そして、中小企業・小規模事業者の状況は地域ごとに多様であり、資金仲介が円滑に行われるためには、地域の状況に根ざした情報の活用が求められています。

2. わが国のリレーションシップバンキングの現状

リレーションシップバンキングの中心的な担い手として期待されるのが、地方銀行、第 2 地方銀行、信用金庫、信用組合であると考えられます。これら中小・地域金融機関の特徴は、1) 営業地域が限定されており、特定の地域、業種に密着した営業展開をおこなっていること、2) 中小企業又は個人を主要な融資対象としていること、です。

しかし、現状では、1)リレーションシップから得られる情報が十分に活用されておらず、担保や保証に過度に依存している、2)融資後もリレーションシップを通じた情報をモニターすることにより、経営指導を行うといった対応が十分になされていない、等の問題が指摘されており、必ずしも十分な対応が行われていない可能性があります。

他方、中小・地域金融機関は、地域の中小企業・小規模事業者に対し、1)金利水準から正当化できない信用リスクの負担、2)地域におけるレピュテーショナル・リスクを恐れた問題の先送り、3)採算性を離れたサービスの提供、等のコミットメント・コストを負担する傾向があります。コミットメント・コストの負担は、中小・地域金融機関にとって不可避な面があります。しかし、当該金融機関が健全性を維持するために、適正な金利・手数料を確保することにより、コミットメント・コストの発生を抑制する必要があります。

3. リレーションシップバンキングの機能強化の必要性とその基本的考え方

現在、中小・地域金融機関の実態は、リレーションシップバンキング本来のあり方から乖離している面があります。また、当該金融機関の経営状況についても、収益力の低下、財務体力の低下が著しい状況にあります。このため、現下の最重要課題は、中小・地域金融機関の健全性を確保する観点からリレーションシップバンキングの持続可能性を確保し、機能強化を図ることです。

具体的には、中小・地域金融機関は、リレーションシップから得られる情報を有効活用しつつ、収益性の向上、健全性の確保、経営基盤の強化のための自助努力を早急に進めるべきです。同時に、借り手企業に対し、適正な対価を求めつつ、円滑な資金供給や付加価値の高いサービスの提供を行っていくことが必要であります。また、預貸取引のみでなく、それらと関連したコンサルティング機能、ビジネス・マッチング機能等、より統合的な金融サービスを行うことにより、手数料収入を得るというビジネスモデルを一層充実させることが望まれます。

4. リレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体的な取組み

(1)中小・地域金融機関の取組み

中小・地域金融機関は、問題解決型サービス提供のため、中小企業のライフステージに応じ、以下のような取組みが求められています。

創業企業に対する起業支援の強化に関して、中小・地域金融機関は、1)事業の将来性等に関する「目利き」を養成し、将来性ある事業に対して融資を行うこと、2)新規事業に対して取引上のニーズを有する他の事業者を紹介する等の支援サービスを行うこと、3)ベンチャーファンド等の仕組みを活用

すること、等の取組みが求められています。

成長期・安定期企業に対する円滑な資金供給、経営相談等の実施に関して、中小・地域金融機関は、1)信用リスクに応じた金利設定を行い、円滑な資金供給を実施する、2)簡易・迅速な審査によるミドルリスク・ミドルリターンの商品提供を拡大する、3)キャッシュフロー等のモニタリングによりリスク管理を行い、必要な経営相談に応じる、といった取組みを強化するべきです。

早期事業再生に向けた積極的取組みに関して、中小・地域金融機関は、リレーションシップから得られる情報を活用して、事業の再生可能性を見極める能力を向上させ、可能なかぎり早期に企業の再生に乗り出すことが必要です。さらに、1)「私的整理に関するガイドライン」に基づく私的整理、2)民事再生法、会社更生法、特定調停といった法的整理、3)産業再生機構のような新たな枠組み、等を必要に応じて活用するべきです。

以上に加え、中小企業に対する金融の円滑に資する業務改善策として以下のような取組みを検討する必要があります。

- a.貸出条件の見直しと健全な融資慣行の確立
- b.情報共有の拡大と相互理解の向上
- c.資本と融資の分離
- d.短期金融機能の強化等の金融サービスの多様化

また、中小・地域金融機関の健全性の確保に資する業務改善策として以下のような取組みを検討する必要があります。

- a.中小・地域金融機関の収益管理体制の改善・構築
- b.人材活用・人材配置の見直し
- c.地域集中リスクへの対応
- d.研修、情報システムなどの共同化
- e.各種業務提携、再編・経営統合による経営基盤強化

(2)情報開示等による規律

中小・地域金融機関が預金保険制度の存在によるモラルハザードを防止し、預金者からの信頼を確保するためには、ガバナンスの強化が必要です。中小・地域金融機関について、これまでの経営の健全性が損なわれた事例の一部を見ると、「創業者一族による長期経営」、「経営トップによる過度なワンマン経営」、「特定大口先の融資拡大」等の弊害が明らかになっています。従って、中小・地域金融機関の経営体としての持続可能性を確保するためには、1)ディスクロージャーの一層の充実、2)監査機能の強化、等が課題となります。

また、中小・地域金融機関がリレーションシップバンキングの強化を図るためには、中小企業に対する円滑な資金供給や各種サービス等の役割を適切に果たすことを中心にした「地域貢献」の考え方が重要です。しかし、従来、当該金融機関の存在自体が地域貢献であるとの意識が先行し、地域貢献の内容、質に対する十分な検証がなされてこなかった可能性があります。従って、これらの金融機関が果たす地域貢献の内容について、利用者が正しく評価できるよう、透明かつ説明可能なものにする必要があります。

(3)監督当局による規律

現在、中小・地域金融機関が有する不良債権については、地域の中小企業の競争力低下・非効率

性といった地域経済の構造問題に起因するものが多数を占めています。このため、中小・地域金融機関の不良債権処理は、その地域経済に与える影響を考慮し、貸し手、借り手双方が納得した形で進められる必要があります。

具体的には、2004年度までの2年間を地域金融に関する「集中改善期間」とし、それぞれの中小・地域金融機関が本報告書の提言に沿ってリレーションシップバンキング機能を強化し、不良債権問題も同時に解決することが適当と考えられます。

検査マニュアルのあり方については、中小・地域金融機関向けの検査マニュアルを別途作成するという考え方は適当ではないと考えられます。預金取扱金融機関は規模の大小にかかわらず、預金者保護の観点から、適切な資産査定を行い、健全性を確保する必要があります。同一のリスクがある債権のリスク管理は、資産査定のルールに関して金融機関の規模・業態ごとに異なる取扱いをすることは不適切であると考えられます。

(4)リレーションシップバンキングを取り巻く環境整備

リレーションシップバンキングの機能強化にあたっては、中小・地域金融機関の取組みが重要となるが、その取組みを補完するための方策も一体として進める必要があります。そのための具体的な方法として以下の方策が考えられます。

- a.売掛債権担保融資制度等の短期金融機能の強化
- b.信用リスクデータベースの整備
- c.中小企業向け貸出債権の証券化
- d.コミュニティクレジット